

米軍基地関係特別委員会記録
＜第1号＞

平成23年第5回沖縄県議会（6月定例会）

平成23年6月21日（火曜日）

沖 縄 県 議 会

米軍基地関係特別委員会記録<第1号>

開会の日時

年月日 平成23年6月21日 火曜日
開 会 午前11時1分
散 会 午後0時35分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立
(嘉手納飛行場における米軍パラシュート降下訓練について)

出 席 委 員

委 員 長	渡嘉敷	喜代子	さん
副 委 員 長	桑 江	朝千夫	君
委 員	吉 元	義 彦	君
委 員	仲 田	弘 毅	君
委 員	具 志	孝 助	君
委 員	照 屋	大 河	君
委 員	前 田	政 明	君
委 員	上 原	章	君
委 員	新 垣	清 涼	君
委 員	玉 城	満	君
委 員	玉 城	義 和	君
委 員	吉 田	勝 廣	君

委員外議員 なし

欠 席 委 員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

知 事 公 室 長 又 吉 進 君

○渡嘉敷喜代子委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。

本委員会付議事件、軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練についてを議題といたします。

本日の説明員として、知事公室長の出席を求めています。

これより、嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練について審査を行います。

ただいまの議題について、知事公室長の説明を求めます。

又吉進知事公室長。

○又吉進知事公室長 ただいま議題となっております嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練につきまして、県の対応等を御説明いたします。

去る5月20日に実施された嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練について、県は当該訓練の実施が例外的な措置とされた理由等について、在沖米軍、沖縄防衛局及び外務省沖縄事務所に対し照会を行ったところでございます。

去る6月3日に米軍から、同月6日に外務省沖縄事務所及び沖縄防衛局から、それぞれ文書で回答がございました。

今回の訓練が例外的な措置とされた理由について、外務省沖縄事務所及び沖

縄防衛局からは、最近、天候の影響等により伊江島補助飛行場における訓練を中止せざるを得ない状況が続いたことから、重要な救難任務の能力訓練を確保する上で、今回より安定的に訓練を実施することが可能な嘉手納飛行場を例外的に使用せざるを得なかった旨の回答がありました。

一方、在沖米軍からは、訓練が定期的に行われなかったこと、小規模であること、日程調整の困難性や天候状況によるキャンセルなどの理由で伊江島における訓練機会が制限され、有効技量を維持しなければならない早急な必要性が生じたときなどの場合が例外的なものに含まれるとの回答がありました。

また、米軍が報道発表において嘉手納基地は、日本政府に了承された降下地帯との認識を示したことについて、日米両政府は、嘉手納飛行場はあくまでも例外的な場合に限って使用するとの認識で一致している、米軍の発表に係る認識を示したものであると考えられる旨回答しております。

いずれにしても、今回のパラシュート訓練は、県のこれまでの累次にわたる中止要請にもかかわらず、事前通告もなしに行われたものであり、これにより、周辺住民を初め県民に多大な不安を与えたことは、まことに遺憾であります。

県としましては、パラシュート降下訓練は例外なくSACO最終報告の趣旨に沿って実施されるべきであると考えており、今後も引き続き、嘉手納飛行場において実施することがないように、日米両政府に対し強く求めてまいりたいと考えております。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○渡嘉敷喜代子委員長 知事公室長の説明は終わりました。

これより、嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 知事公室長、今の米軍からと沖縄防衛局からの例外的な措置という回答文書はコピーいただけますか。

○又吉進知事公室長 コピーを提供したいと思っております。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。
前田政明委員。

○前田政明委員 米軍の嘉手納飛行場は日本政府に了承された降下地帯ですと、そしてその前に本日の降下は伊江島における天候が要因ではありませんでしたということに対しては、どのような対応を聞いたのでしょうか。

○又吉進知事公室長 これも先ほど御説明いたしましたように、この認識について改めて照会をしたわけでございます。これについて日本政府から回答がございまして、日米両政府として嘉手納飛行場はあくまでも例外的な場合に限って使用するという認識で一致していると、先ほどの米軍の発表についてはそのような認識を示したものであると考えられると、これが政府の説明でございます。

○前田政明委員 米軍は伊江島における訓練の状況が好ましくないときには嘉手納飛行場の例外的な、緊急やむを得ない措置になるという見解だったのですか。

○又吉進知事公室長 繰り返しますが、訓練が定期的に行われないうこと、小規模であること、日程調整の困難性や天候状況によるキャンセルなどの理由で伊江島における訓練機会が制限され有効技量を維持しなければならない早急な必要性が生じたときなどの場合が例外的なものに含まれると、そういう見解を示しております。

○前田政明委員 結局は外務省と米軍との答えは、すなわち米軍の訓練場の都合によっていつでもできますと。そしてそれは伊江島の天候やその他での状況、これはパラシュート降下訓練計画の成功率は13%にとどまっております、要するに精鋭かつ熟練のパラシュート隊員が訓練をする必要があるということになると、結局はいつでもできるという形になってしまう仕組みではないのでしょうか。どうですか。

○又吉進知事公室長 米軍は今委員がおっしゃるような見解を示しているわけですが、県としましては、パラシュート降下訓練が住民に与える負担を考えれば米軍が説明したような理由というのは、恐らく住民の理解を得られるようなものではないと。したがって例外なくSACO最終報告の趣旨に沿って伊江島

補助飛行場を一義的に使用することが必要だということを、県としては申し上げています。

○前田政明委員　そういう面では、日本政府の対応は結局アメリカの言うことを是として、それがいわゆる例外的措置ということについて米軍が示した見解だということを外務省は言っているわけですね。

○又吉進知事公室長　日米両政府の認識だと言っています。

○前田政明委員　そうすると、結局日米合意そのものが全く意味がない、すなわちSACO合意に基づいて伊江島補助飛行場でやるようにということなのだけれども、この趣旨としては読谷補助飛行場やその他のでの地上落下の訓練はこれは危ないと。そういう面で厳格に言うと、読谷補助飛行場でのパラシュート降下訓練は伊江島補助飛行場でやりましょうという限定的な合意がSACO合意の中身ですね。

○又吉進知事公室長　文言上はそういうことになっています。

○前田政明委員　だからSACO合意が負担の軽減というまぐら言葉があって、実質的にはSACO合意というのは、御承知のようにその象のおりがまた移るとか全部県内移設で実質的には新たな基地が強化されていると思いますけれども、そういう意味ではSACO合意で言っている趣旨すら実際的な厳密な形で言えば何の歯どめにもならないと。沖縄県がそう思うのは構わないけれども、客観的にはSACO合意の趣旨に沿ってという言葉は、米軍に対しても日本政府に対してもしっかりとした見解にはならないのではないかと思いますけれどもどうなのですか。

○又吉進知事公室長　そういう解釈というか理解があることは承知しておりますが、しかしながら県としましては当然パラシュート降下訓練が住民への負担と不安を与えるものだという前提に立って、これまで幾度となくSACO最終報告の趣旨に沿って、この趣旨という部分は当然住民の不安と県民の負担ということですので、読谷補助飛行場の訓練だけを持っていくのではなくてあらゆるパラシュート降下訓練をSACO合意の趣旨に沿ってやるべきだということを申し上げているわけございます。

○前田政明委員 結局、県民の立場からすれば明確にしっかりと中止をさせると。その現実的な効果のある約束事、またはその言質ということが求められると思うのですよね。知事公室長が頑張っているとしても実際にはみんな抜け穴があって、今お聞きしたら非常に許されない発言を日米両政府がやっていると思うのですよ。S A C O合意の趣旨に基づいてと解釈したい、それは解釈したいと思っても実質的には嘉手納飛行場はS A C O合意の対象じゃありませんよと。この前のを含めて5・15メモでは除外規定になっていない、すなわち嘉手納飛行場でパラシュート降下訓練をしてはならないという除外規定はないと。だから運用上米軍が必要だと思ったらやれるという、それが実質的なものになっているわけです。

そういう面では、私はそういう危険な内容のパラシュート降下訓練はもう沖縄県でやるなど。もう沖縄県では一切やるなどという趣旨で明確に迫っていかないと、S A C O合意の趣旨に基づいてといっても結局は何ら具体的な規制にならない。いわゆる日米両政府の約束事にはなっていない。改めて米軍が演習が不十分だと言え、これは緊急の例外的措置に当たるとというのが日米両政府の見解ですと。嘉手納飛行場は日本政府に了承された降下地帯であると。すなわち5・15メモを含めて嘉手納飛行場はパラシュート降下訓練をしてはならないというところではないと。だから嘉手納飛行場は日本政府に了承された降下地帯であると。これを合理化していると思うのですよ。僕の理解ではS A C O合意のごまかし、破綻と。それは県民が求めた読谷補助飛行場での危険性をさらに許さないという戦いの一面もあるのですけれども。

それで知事公室長、ここに至ったら沖縄県でこの危険なパラシュート降下訓練をもうやるなどという立場で、少なくとも皆さん日米両政府に米軍などにこの県民の意思としてちゃんと主張すべきだと思いますけれども、そここのところの立場に立てませんか。

○又吉進知事公室長 県としましては、現実にS A C Oの合意というのが当時の読谷村民、そういった県民の思いを踏まえて一定の合意なされていると。

しかしながら、先ほど来申し上げているように、それが我々の考え方としては、すべてのパラシュート降下訓練はS A C O合意の趣旨に沿ってやるべきだと思っているわけですが、現実には例外といったものが説明されるわけです。したがって、例外なきというところを今後県としましては強く求めていくということでございます。

○前田政明委員 例外なきというのは、沖縄県でパラシュート降下訓練をやる

なということと同じ表現じゃないのですか。

○又吉進知事公室長 SACO最終報告の趣旨に沿ってということでございます。

○前田政明委員 SACOの最終合意というのは県内移設でしょう。要するに読谷補助飛行場でやっていたものを伊江島補助飛行場に移しましょうということじゃない。あとほかのところの、いわゆる普天間飛行場は名護市辺野古に移しましょうと。陸軍病院も移しましょうと、那覇軍港も浦添地先に移しましょうと。これがSACO合意でしょう。だから言っているのはこれがSACO合意なのだから、いわゆる例外なきという立場には立たないという一つの矛盾になるのではないですか。SACO合意に基づいてといたらみんな県内移設推進でしょう。だから読谷補助飛行場から伊江島補助飛行場に移したのだということととまっているのではないですか。

○又吉進知事公室長 もちろんSACO合意については普天間飛行場の問題も含めてさまざまな案件があるわけですが、このパラシュート降下訓練につきましてはやはり重大な事故も発生した読谷村の状況も踏まえて、伊江島に一伊江村の方々には大変な負担になっているのは事実ですが、そういう合意が一定になされたということにつきましては、この趣旨をしっかりと遵守していただくというのが県の立場でございます。

○前田政明委員 だからこういうやりとりは同じだけれども、結局その効果を持たないわけでしょう。嘉手納飛行場でパラシュート降下訓練やるなど、ほかでやっていいよというのが私たち共産党の立場でありませんが、いずれにしろ嘉手納飛行場のものをやめさせるとしても、今の対応で知事公室長として、嘉手納飛行場でこのパラシュート降下訓練をやらせないと、そういう問い合わせがもとでやらせないというそういう確信があるのですか。

○又吉進知事公室長 とにかく何度も何度も粘り強く、これまで沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会あるいは渉外関係主要都道県知事連絡協議会等で訴えてまいりましたが、そういう訴えを粘り強くやっていくということでございます。

○前田政明委員 これは文書で申し入れたのでしたか。

○又吉進知事公室長　ことし5月23日付の文書で正式に申し入れてございます。

○前田政明委員　知事が沖縄県のどこにも基地を受け入れることはできないという立場に立っている中で、皆さんの例えば防衛省のパンフレットに対する問い合わせ、それから外務大臣に対する申し入れ文書、私たちは移設論ではありませんけれども、やはりなぜ沖縄県にこういうことをやるのかという原点を問うてますよね。そのパラシュート降下訓練の危険性についても、読谷村やその他全県的に事件・事故があったわけで、何度も繰り返すという場合に県民的な運動も必要でしょうけれども、やはりちゃんとした筋論でしっかりと論理的に攻めていかないと、結局は5・15メモで嘉手納飛行場では何でもできると。そしてSACO合意の厳密的な意味では、読谷補助飛行場の事件・事故があって少なくとも伊江島補助飛行場という形の限定的なものになっているわけですよ。だからそういう面では、SACO合意の趣旨に基づいてといってもSACO合意は県内移設推進であって、東村高江もそうですけれども、県民の願いにこたえる部分にはなっていないわけですから、僕はやはりこのSACO合意の趣旨に基づいてというのは県内移設推進、すなわち読谷補助飛行場ではだめですけれども、ほかではいいですよという理屈になってしまうのではないのかなと。やはり例外なきという場合には、SACO合意ではなくて、すなわち沖縄県としては一切認めないのだという立場が必要じゃないかなと思うのですけれども、改めてそここのところの決意をお聞きしたいと思います。

○又吉進知事公室長　パラシュート降下訓練が県民あるいは周辺住民に大変な負担を与えているというのは共通認識でございまして、こういう状況を改善しなければならないというのは県としても強く認識しております。

しかしながら一方、現在日米合意はしっかりあるわけですから、これすら守れないということではこれは県民の不満は募るばかりだという観点に立って、やはりSACO合意の最終報告の趣旨に沿って、パラシュート降下訓練は嘉手納飛行場では実施されるべきではないという姿勢を貫いてまいりたいと考えております。

○前田政明委員　SACO合意の破綻ですよ。SACO合意というのは県内移設推進、古くなった基地を新しくつくりかえる。ここでだめだったら別に移すという意味で、これは今の沖縄県民の県内移設反対、そして普天間飛行場も

いらない、こういう演習はやめてくれという願いとは全然違うのですよ。そういう面では、SACO合意は破綻していると思うし、皆さんも日米合意は見直しをすべきだという意味でそういう立場にも立っているわけですから、そこは私はぜひ沖縄県の立場として、しっかりと例外なく少なくとも沖縄県で海でも空でも陸でもパラシュート降下訓練はやめるという立場で、しっかりと対応していただきたいということを述べて終わります。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

具志孝助委員。

○具志孝助委員 今回の嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練、これは断じて許すわけにはいかないということで米軍基地関係特別委員会をこの間開いて抗議決議をしようということであったわけですが、もとより抗議決議することについてはもちろんこれは異議がないわけであるけれども、どうも内容がちょっと疑義があると。今、前田委員からもありますように、読谷補助飛行場で行われていたパラシュート降下訓練、それは許せないとSACOで伊江島補助飛行場のほうに結局は移されたにもかかわらず、理由はいろいろとあったにせよ、嘉手納飛行場で強行されたということは遺憾であるということですが。

我々が問題にしているのはこれは例外的にやったのか、通告が必要である、必要でなしということに対する認識が、日本政府においても特段例外的でなくてもそれは許されることであるとか、あるいは通告の必要はないのだということ仮に日本の政府が認めるということであれば、単なる従来の抗議決議で済まされないんじゃないかと。強く日本政府、外務省あるいは防衛省にも抗議をする必要があるんじゃないかと。このところをきちっと見きわめるべきだと。そのことについての調査を執行部にお願いした。皆さんの報告では、あくまでもこれは例外的であって当然の話ではないのだということであるわけですから、我々はきちっと従来の趣旨に沿った形での抗議をしなければならないと思っております。

しかし、この際、日本政府にあっても厳しい姿勢で米軍に対処していただきたいと思っております。SACOの破綻だとかSACOは合意については全く沖縄県にとってはという見解については、若干前田委員と私では見解・評価が違いますけれども、これはあとの議論にしましょう。

私は基地問題というのは本当に深刻な問題で、この普天間飛行場の問題を一体全体どう決着をつけていくのだと思っております。ここにMV22オスプレイが配備されるということになっては、本当に普天間飛行場は踏んだりけったり

だなど。この解決の知恵を我々政治家が見出しきれないということについては、大変憤りと同時に責任を実は感じているわけなのです。こういう我々現地の思いというのは、果たしてどれぐらい日本政府の役人が感じているのかと。こういうことに対して私は強い憤りとかじだんだを踏んでいると。もし万が一にもこれが例外なくとかというようなアメリカの姿勢に甘んずるような、容認するような気持ちが政府にあるとすれば、我々は厳しくこれに対しては抗議をしなければならぬと思っているわけなのです。

そこで先ほどの皆さんの申し入れに対する回答文書をきちっと見ながら話をしたかったのですが、聞いた範囲内ではあくまでも政府もこれは例外的だったのだと。事前の通告も必要だし、原則は伊江島補助飛行場なのだと、SACO合意をきちっと守らないといけないと。こういう姿勢には変わりはないとするのであれば、これをよしとするのですけれども、もし交渉した皆様方に政府の姿勢が生ぬるいという気持ちがあるのであれば、議会は一致して改めて私は抗議なりの意思表示を直接行動して訴える必要があると、これぐらい厳しく今回のパラシュート降下訓練については対処すべきだと思っているのですが、今私の申し上げたことについて、政府の文書からだけではなくて外務省の受けとめ方ですね、我々と同様に厳しく受けとめて今後米軍に対処していく決意を感じられたのかどうか、この辺のところをちょっとお話しいただければと思っております。

○又吉進知事公室長 県のパラシュート降下訓練に関する基本姿勢は先ほど申し上げたとおりでございます。ただ、このようなことが実際に行われてしまうというのは、やはり根本的にSACO合意についての趣旨というところで嘉手納飛行場で行われてしまうということについて、どうもしっかりした理解ができていないのかという疑いがあるものですから、その辺は強く日本政府にと。パラシュート降下訓練そのものの本質を考えれば、これは嘉手納飛行場でやるのも読谷補助飛行場でやるのもあるいはキャンプ・シュワブでやるのも、これは負担としては同じであると。その趣旨を強く言いまして、理解をさせようということに取り組んでいるわけですが、残念ながら実際に行われてしまったということは、これは恐らく日米両政府の理解といったものにどこかそごがあるのではないかという疑いを禁じ得ないわけです。

したがいまして、非公式・公式に申し上げたような考え方を伝えておりますし、先般訪米した際も、国防省の担当者にやはり沖縄県の見解はこうであるということを直接申し上げました。したがって現実に行われてしまっているわけですから、こういうことがないように強く求めてまいりたいということでございます。

います。

○**具志孝助委員** どうも昨今のこの普天間移設問題といい、基地問題に対する政府の対応が我々沖縄県民のやる感覚とかなりの乖離があるような感じがします。

MV22オスプレイの問題にせよ、たくさんありますし、今回のパラシュート降下訓練だけではなくて基地問題に関して我々県議会は改めて何らかの意思表示をして、普天間移設問題を中心とした件に関して県外移設を要求する我々に対して、普天間飛行場は固定化してしまうよという感じで迫ってくることについて厳しい意思表示をしなければならないと考えております。したがって今回の抗議決議についてはとりあえずこの問題はこの問題としてきちっと抗議決議をするという形で進めて、まとめた形で基地問題についてもう一回改めて話し合いいただければいいのかなと思っております。

○**渡嘉敷喜代子委員長** ほかに質疑はありませんか。
吉田勝廣委員。

○**吉田勝廣委員** S A C Oの中での例外規定というのは、ほかにありそうですか。

○**又吉進知事公室長** ちょっと整理しておりませんが、パラシュート降下訓練に関しては、今申し上げたような内容であると承知しております。

○**吉田勝廣委員** 私が心配しているのは、これもそうだけれども県道104号線越え実弾射撃演習も、いわゆる基地内で県道越えじゃなければいいのだという認識が米側にあるのだと思うのだよね。5・15メモを遵守するといって、5・15メモもやはり日米合意で協議されたものだから、やはり5・15メモというのは復帰のときにやられたものだから、いわゆる米軍が使っていたとおりが5・15メモになって確認しているわけだね。

5・15メモを基本に置くと、やはり基本的に何でもできちゃうわけですよ。たまたまいろいろな事件・事故が発生をして、S A C Oで沖縄県民の負担を減らそうと。負担を減らすから読谷補助飛行場でもあるいは那覇軍港もあるいは県道104号線越え実弾射撃演習も、それからいわゆる嘉手納飛行場もいろいろな展開をしてきたわけですよ。普天間飛行場もです。だけど極端に言うと、これは全部ある意味では県内の移設が条件と。もちろん本土もあつたわけだけ

ども。そういう条件が整わなかったらどうするかということ、先ほど言ったように、移設条件だから普天間飛行場がそのまま残っちゃうと、移設先がないから。これは本土復帰のときに那覇軍港も移設先があったら、結局今になっても復帰後38年になってもそのまま残っている、いわゆる那覇軍港が固定化しているわけだ。実現的には移設先がないから。だから移設先がないのでそのまま固定化をされている、そのまま残っているという状況から一つ前進したのがSACOであると僕は思うのだけれどもね。そういうことでまた例外規定があると。この例外規定というのは5・15メモでやられていたので、そこはまた使わせてもらえるのではないのかということで、例外規定というのは恐らくそういう認識をしているのか。例えば県道104号線越え実弾射撃演習も、台風であったり本土でできなかった場合はここでやらざるを得ないですよ。そこに大砲もあるし、いわゆる弾薬もあるわけだから。今のアメリカの考え方からすると伊江島補助飛行場ができませんでした。しかし救難訓練の練度は必要だからそこは嘉手納飛行場でちょっとだけやろうと、小規模だからと。そうつながっていくわけですね。アメリカの認識としてはどこでも自分たちは演習ができるけれども、基本的には伊江島補助飛行場でやりましょうよと。そういう状況がないので伊江島でできないので小規模だから嘉手納飛行場でやっちゃおうじゃないかと。これはその指令官の判断でできると。例えば外務省とか在日米軍司令部の許可を得て演習をするのかと。いわゆる嘉手納飛行場の司令官がやろうと言ったらできるのだと。その演習は在日米軍から許可を得てやるのか。なぜそう言うかということ、いわゆる今度の少年の逮捕をめぐっても在日米軍の許可がないとだめだと嘉手納の司令官は言っているわけだね。県警察もそう言っているわけです。

ちょっと聞きたいのは、この演習はだれのもとでやったかだよ。在日米軍のもとでやったのか、あるいは嘉手納飛行場の司令官のもとでやったのか。

○又吉進知事公室長 どのような指揮系統、どのような判断でその演習が行われたかということについては具体的には承知しておりません。

○吉田勝廣委員 そこは重要だと思うのだけれどもね。要するに日米合意で例外的規定といいながらその例外をつくったのは日米政府でしょう。それが司令官に伝わっているのか伝わっていないのか。

○又吉進知事公室長 日米合意というのは合同委員会で取り決められることでございまして、当然米政府、米軍はこの合同委員会合意に従って運用がなされ

るべきであると考えております。

○吉田勝廣委員 それはわかるんですよ。だから極端に言えば司令官も随時交代していくわけだから、その嘉手納飛行場の司令官だから、そこに参加する部隊については自分が責任持って行くと。それから、例えばG3が演習場を管理する部隊なのよね、管理部隊とってG3が基本的にやるわけですよ。キャンプ・ハンセンやキャンプ・シュワブで演習する、その演習場の使用をG3が管理をして、いついつはどこの部隊で、いついつはどこの部隊というような形で調整をすると。だから今、嘉手納飛行場で訓練する場合、例えば外国から来ますよとか、あるいは韓国から来ますよとか、それを調整するのですよ。調整しないと演習できないでしょう。僕が言っているのはその話なのです。要するにパラシュート降下訓練というのは、だれのもとでだれが指令をしてその演習をしたのかと。もちろん僕は嘉手納飛行場の司令官ではないかと推測するのだけれども、その司令官がそのことを知っていたかどうかということですよ。

○又吉進知事公室長 今委員がおっしゃったことについて、私どももどういう指揮系統でだれが判断したという情報を持っているわけではございませんけれども、米軍が出したリリース文によれば、「本日米国空軍は」と空軍の名前で出されておりますので、当然ながら嘉手納飛行場空軍部司令官は承知していると推定されます。

○吉田勝廣委員 その空軍は在沖米軍なのかというのもちょっとよくわからないけれども、サインはリリース文の司令官がやっているのですか。

○又吉進知事公室長 サインというものはございませんけれども、これは嘉手納飛行場の渉外部から出ている発表でございまして、そういうことになっております。

○吉田勝廣委員 私が希望するのは、そういう演習の指揮、いつそういうことをやるかというのは、その辺のことはやはりある程度もうちょっと調査をしてもらいたいと思っています。

それから2点目、当然CH46がMV22オスプレイに機種変更しますよね。装備の変更という形で。機種の変更だから当然また同じような演習をやるわけですよ。MV22オスプレイも嘉手納飛行場でもやる可能性はあるし、どこでもやる可能性はあるわけですね。そういうことの連鎖性というか、これはやはりど

こかできちっととめておかないと、なかなか大変だなと思うのだけれども。

○又吉進知事公室長 御質問の趣旨に答えにくいのですが、今私どもが入手している情報は、米軍の発表によればCH46の代替機としてMV22オスプレイが配備される予定であると、そういう計画であるということが示されているわけでございます。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練についての質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員退席)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

先ほど審査しました嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練について、議員提出議案として意見書及び抗議決議を提出することにつきましては、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、意見書及び抗議決議を提出するかどうか及び文案・提出方法等について協議した結果、議員提出議案として案のとおり意見書及び抗議決議を提出することで意見の一致を見た。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

議員提出議案としての嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練中止及び日米地位協定改定に関する意見書及び同抗議決議の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日予定していた議題はすべて終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 渡嘉敷 喜代子